

自然再生

—— 釧路湿原から考える ——

釧路湿原自然再生事業
ニュースレター

vol.1

発行日:2003年3月1日

編集・発行:環境省 自然環境局 東北道地区自然保護事務所

<http://www.sizenken.biodic.go.jp/park/higashihokkaido/index.html>



広里地域: 人力と小型重機を用い、環境に配慮して行った表土はぎとり作業



広里地域 自然再生事業スタート (環境省全国第1号)

1960年代後半の湿原を目指して

環境省釧路湿原自然再生事業が、2月6日に釧路市広里でスタート
失われた自然を取り戻す試みが始まりました



今年1月1日に施行された「自然再生推進法」。これに先駆けて環境省では広里地域を自然再生事業のパイロット地域のひとつとして位置づけ、昨年6月から自然環境調査を実施。その調査結果を踏まえ、さらに専門家による検討を重ねて、このほど広里地域における湿原再生のための事業が、本格的にスタートしました。

初日となった2月6日午後1時には、北海道環境財団の辻井達一理事長をはじめ事業関係者が見守る中、農地跡地に最初の手が入れられました。事業に際しては、自然への影響を最小限にとどめるために、資材運搬用の仮設道路に雪を積み上げて造るアイスブリッジを採用。全て人力で総延長1.5kmのアイスブリッジづくりの作業が進められました。



アイスブリッジの上を走行する、小型重機

農地跡地の表土はぎとり作業を実施

この事業は、事業対象地260haで実施された環境調査結果に基づいて行われたもので、農地跡地に堆積した有機土層などを試験的にはぎとり(2,400㎡)、地下水位に近づけることにより、ヨシやスゲなどの湿地植物の回復を促そうというもの。このほか、人為的影響により増大したと考えられるハ

ンノキを一部試験的に伐採(1,250㎡)し、湿原への影響をモニタリングする調査も実施。

広里地域では、引き続き各種調査を実施し、それらのデータの分析を行いながら今後の自然再生事業に生かし、最終的には農地造成以前の1960年代の湿原の姿に戻すことを目標としています。🌱

「環境づくりの一端を施工を通じて担いたい。」

全国的にも注目されている事業の一環として、広里地域自然再生事業を請け負うことになりました。本事業が、地域と自然が共生できる環境づくりの一端を担っていることを十分に意識し施工したいと思っています。

試験区においては、群生しているミズゴケを傷つけないよう、人力による丁寧なハノキ伐採、その他、湿原植生に負荷を与えないよう、積雪を集め搬出路(アイス

ブリッジ)を確保しております。

これからも自然と共生していくために、60年代の湿原に再生できるように参加し続けたいと思います。



広里地域の施工を担当する株式会社 佐々木建設 代表取締役社長 佐々木昇一さん

塘路・茅沼地域 水質調査を実施して再生手法の検討へ

水質浄化実証試験、生活雑排水の現状調査を開始

標茶高校で温泉排水の調査へ

標茶町に位置する茅沼地域は、温泉排水が湿原や湖を通して釧路川に流入しています。この状況を踏まえ、湿原内に生育している植物を利用して、温泉排水の水質浄化を試みる実証試験が、地元ベンチャー企業のカムイエンジニアリングと標茶高校の協力により、平成14年12月から始まりました。

この試験では、植物の種類による浄化能力・適合性、さらに浄化に要する期間などを把握し、水環境の再生手法の検討に役立てます。

調査は、地元標茶高校に設置しているハウス内で、ヨシ、エンコウソウなど4種類の実験用植物を使って温泉排水の浄化試験を行い、定期的に7項目の水質調査を実施しています。

また、塘路地域における生活雑排

水についても、7箇所排水を採取して水質調査を実施しています。

これらの水質浄化実証試験や生活雑排水の調査結果を基に、塘路・茅沼地域での水環境の再生に向けた具体的な事業計画を検討する考えです。🌱



水質浄化実証試験に使用する水槽に水が漏れないようにビニールを張っているところ

「標茶高校も実験を通して調査に参加しています。」

釧路湿原植物の水質浄化への効果を調査するということで共同実験をはじめ、それに携わる一人の人間として責任を持って調査・研究をしていきたいです。家畜糞尿や生活排水の問題は私たちの地域にとって大きな問題なので、この結果をもとに湿原の実態をもっともっと学習し、道東の環境や産業の発展に役立てていきたいです。



標茶高校1年 齊藤 卓さん(写真左)
標茶高校2年 佐藤 栄さん(写真右)

達古武地域 本格的自然環境調査・試行調査へ動き出す

広里地域に続いて達古武地域でも各種調査が進められています



達古武地域のササ地や伐採跡地

達古武地域では、広葉樹林の再生を目指して、自然環境調査と広葉樹林育成技術の試行調査を始めました。

この地域は、かつて湿原、湖沼、湧き水、河川、丘陵地帯の森林が一体的な生態系を形成し、タンチョウやオジロワシをはじめ、多様な動植物が息する釧路湿原の特徴が顕著に現れていたところでした。

ところが今日では、丘陵地帯には広葉樹の伐採跡地や荒廃地、ササ地や人工林などがあって、豊かな生態系が確保されているとは言い難い状況となっています。

このような状況から既に広葉樹林の再生を目指した活動を進めているNPO法人トラストサルン釧路と環境省との協働で本来の達古武地域の森を再生させようと、自然環境調査や試行調査に着手しています。

自然環境調査と試行調査を実施

自然環境調査では、達古武沼の集水域とその周辺地域を対象として地形地質・気象・森林分布・動植物・社会環境などを調べ、調査結果を基に、

広葉樹林再生の場所や方法について検討する方針です。

また、広葉樹はシカなどの動物の被害を受けやすく、さらに苗木の育成方法や種子の貯蔵方法、植栽後の成長過程など技術的な研究の必要性があります。このため、達古武地域での広葉樹林の再生に必要な、広葉樹林育成技術の確立を図ろうと種々の試行調査を実施しています。

具体的には、ミズナラの種子であるドングリの発芽試験を行うほか、遺伝的攪乱をさけるため、地元産種子の苗木を毎年確保する必要から種子を貯蔵しています。さらに、春先に広葉樹の芽や樹皮がエゾシカに食べられ、樹木の成長に悪影響が及ぶことにも注目し、これを防ぐためのネットや電気柵を育苗地や植栽地に設置して、その効果を調べるほか、市民参加で行う可能性についても検証しています。

達古武地域では、これらの自然環境調査と試行調査の結果を踏まえながら、森林再生へ向けた具体的な計画づくりを進めていきます。

「森の再生に向けてNPO法人も本格的に参加しています。」

釧路湿原自然再生事業が本格化しています。達古武沼周辺での事業展開を環境省から委ねられた、NPO法人トラストサルン釧路の基礎調査事業も久々の本格的な冬の中で続いています。先日、達古武沼の水深を計り、等深図を作る作業を氷に150程の穴を掘って実施しました。真冬に実施したのは水鳥の利用やタンチョウの繁殖に影響を与えないためで、その分苦労が多く、氷の上を一人平均10km近く歩き回ることになりました。

達古武沼は地図で4mと深さが記載されていますが、どこを計っても1m70cmを超える地点はありませんでした。土砂の堆積？を実感しています。湿原にも同様な現象が起きているのではないのでしょうか。



NPO法人トラストサルン釧路
理事・事務局長
杉沢拓男さん



広葉樹育苗地に設置された
エゾシカ食害防止柵

釧路湿原自然再生事業の概要

釧路湿原の現状と課題を踏まえ、再生事業の基本方針を明らかにし、調査、分析、市民・NPO参加による釧路湿原の再生を目指して事業を展開します。

湿原の現状と課題

釧路湿原は日本最大の湿原で、その面積は日本の湿原面積の半分以上を占めています。この広大な湿原は、同時にタンチョウやキタサンショウウオをはじめとする多種多様な野生生物を育む、広大なゆりかごでもあります。

一方、湿原を取り巻く社会情勢が急速に変化しつつある中で、湿原そのものやその流域において、農地や宅地の造成、河川改修や森林伐採などが進み、湿原は量的にも質的にも今までにない速度で変化を来しています。

このような湿原の変化は、結果として、野生動物の生息環境や国立公園としての風景・景観へ悪影響を及ぼすとともに、保水・浄化機能の低下など私たちの生活にも悪影響を及ぼすおそれがあります。

このような現状を踏まえ、平成13年3月には、釧路湿原の河川環境保全に関する検討委員会(委員長:辻井達一 北海道環境財団理事長)から、釧路湿原をラムサール条約登録当時(1980年)の環境に回復させることを目標とした12項目にわたる提言がなされ、関係

省庁、自治体、NPOなどの連携と幅広い市民参加によって、その具体化を進めることになりました。

再生事業の基本的考え方

環境省の「釧路湿原自然再生事業」は「12の提言」を踏まえ、湿原の集水域全体を含めた広い視野の中で、人間と湿原の関わり方を見直し、よりよい方向を模索することを念頭に、1)自然環境の保全・修復、2)農地・農業との両立、3)地域づくりへの貢献、の3つを柱として展開します。

自然環境の保全・修復では、人為により消失・変化した湿原を、本来のあるべき状態に修復していく為の手助けを中心として、野生生物の生息環境の保全や湿原周辺の丘陵地での森林再生を進め、地域の自然環境に即した管理を目指します。

農地・農業との両立では、地域の基幹産業である農地の保全と、下流の湿原の保全との両立を目指します。

地域づくりへの貢献では、環境共生型の新たな産業の育成と地域経済の活性化、地域住民の誇りとなる取り組みを進め、地域が一体となって事業の

推進を図ることを基本と考えています。

再生事業の進め方

再生事業の実施にあたっては、事業の目標設定のため、周辺部を含む事業地ごとに科学的調査を実施しています。その結果に基づき事業フローを確立し、再生の目標を設けて事業実施の効果を検証しながら、今後の事業展開に反映するなど、丁寧な作業を行います。これらの調査や計画は、関係省庁、自治体やNPO・NGO、地域の専門家など多様な主体の参加によって構成される、「実務会合」において検討し、関係行政機関との役割分担や連携に十分配慮しつつ実施しています。また、流域の住民全体が湿原の保全や利用に共通の意識を持つ必要があるという観点から、情報の公開、NPO・NGOとの連携・協働、自然再生を活かした市民参加や環境教育の推進といった考え方を盛り込むなど、ソフト面での事業展開にも力を入れており、これらの課題を有識者などにより構成される懇談会で検討し、事業の現場で実践していく方針です。🌱

information

お知らせ

釧路湿原 自然再生 シンポジウム開催

◎日時:平成15年6月22日(日) ◎場所:釧路市観光国際交流センター

シンポジウムでは、基調講演、ワークショップ報告、パネルディスカッションなど多彩なプログラムを用意しています。また、シンポジウムに先立つ数日間に、NPO、自治体等の主催による様々なイベントやワークショップを実施する予定です。詳しくは、次号ニュースレターをご覧ください。



環境省

ニュースレターに関する問い合わせ:

環境省 自然環境局 東北海道地区自然保護事務所

〒085-8639 北海道釧路市幸町10丁目3番地 釧路地方合同庁舎4階

電話:0154-32-7500 FAX:0154-32-7575 E-mail:E-HOKKAIDO@env.go.jp



このニュースレターは再生紙を使用しています